

令和6年度東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会

令和6年12月20日（金）

東京都第一本庁舎 北塔33階 特別会議室N1

【須藤契約調整担当部長】 定刻でございますので、これより令和6年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の進行役を務めさせていただきます、財務局契約調整担当部長の須藤でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、それぞれご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただきますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、松本委員におかれましては、急用によりご欠席とのご連絡をいただいております。そのほか、3名の委員の皆様にはオンラインでご出席をいただいております。

東京都の職員の出席者につきましては配付資料のとおりでございますが、経理部長の稲垣と、電子調達担当課長の今村が遅れてございます。到着次第、参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、議案ごとに事業執行局の職員も出席させていただきますので、あわせてよろしくお願いいたします。

本日の議事進行役についてですが、小見部会長をお願いいたします。

それでは、小見部会長、よろしくお願いいたします。

【小見部会長】 小見でございます。年末の押し迫ったお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、本日の議事進行と資料について、事務局から説明をお願いします。

【米倉契約調整技術担当課長】 改めまして、契約調整技術担当課長の米倉でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事進行につきまして簡単にご説明申し上げます。

本日は、当委員会設置要綱第2条第1号に基づく定例事案といたしまして、令和5年度の第3・四半期に契約した工事についてご意見をいただきます。議案は6つでございます。

引き続きまして、事前に配付いたしました資料について確認させていただきます。本日の資料は、事前に委員の皆様にお送りしておりますが、まず、A4縦の次第一式と、定例事案等の抽出についてと記載のありますA4横の資料1枚、こちらに本日の案件の一覧がございます。

それから、本日ご意見をいただく議案1から議案6の資料になってございます。

なお、資料は本日の委員の皆様限りでご覧いただくこととさせていただきます。本日の部会終了後も、お取扱いにはご注意くださいようお願い申し上げます。

それでは、小見部会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

【小見部会長】 それでは、まず、本日の議案について、資料1に沿って説明させていただきます。

令和6年度の定例事案の対象案件の抽出方法は、高額・高落札率の事案については予定価格掛ける落札率が高い順に上位100件の中から抽出すること、社会的注目事案については新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については該当する全案件の中から抽出することとし、また、各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的に対象事案を部会長が決定することとしております。

こうして最終的に決定した事案が資料1に記載した事案となっていますので、今一度ご確認ください。

それでは、これより本題に入ります。ここからは、個人情報や法人等の情報の保護のため非公開とし、後日、議事概要及び議事録を東京都財務局ホームページに掲載する予定です。

では、取材等の方はご退席をお願いします。

(水道局職員入室)

【小見部会長】 それでは、議案の最初、1番目ですね。東村山浄水場排水処理所横型加圧脱水機等更新工事です。

議案1について、準備ができましたら説明をお願いします。

【米倉契約調整技術担当課長】 まず、議案1の事業所管局である水道局の出席者を紹介させていただきます。お手数ですが、自己紹介をお願いいたします。

【水道局 弦巻契約課長】 契約課長の弦巻と申します。よろしくお願いいたします。

【水道局 酒井施設設計課長】 施設設計課長の酒井と申します。よろしくお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案1の資料をご覧ください。

高額・高落札率及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は、東村山浄水場排水処理所横型加圧脱水機等更新工事でございます。

本件は、一般競争入札により発注を行ったものでありまして、申請1者、資格確認1者、応札1者で、落札率は97.86%となっております。

工事の概要につきましては、議案1、資料2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 本件を含め、各事案の内容については、事前に事務局から説明を受けているところと思います。

それでは、本事案について質問や意見のある委員をお願いします。いかがでしょうか。

【森岡委員】 森岡です。事前に質問させていただいているところでもありますが、こういう更新工事というものに関しては、ほかの同じ横型加圧脱水機というのでしょうかね、これはほかの件でも、元施工のところが引き続き更新工事でも落札しているという例が多いのでしょうか。

【小見部会長】 いかがでしょうか。

【水道局 酒井施設設計課長】 それでは、私、酒井のほうから答えさせていただきます。

東京都内の横型加圧脱水機に関しては、元施工の業者が、そのまま更新時に改めて契約をされている事例が、ほぼ100%でございます。

【森岡委員】 分かりました。どうしたって、既に元施工したところがやりやすいという面は、きっとあるのだらうと思うのですが、この発注側として、元施工以外のところが落札しやすいような仕組みというものというのは、何か工夫されているところはあるのでしょうか。

【水道局 酒井施設設計課長】 脱水機そのものは、どの事業者でも施工は当然可能だというふうに考えておりますが、東京都の今回の横型加圧脱水機に関しては、まず、ろ布の面積が非常に大きいというのが、まず、少し経験のないところには困難になることかもしれません。

ただ、発注の仕方がいろいろございまして、今回、横型加圧脱水機の更新工事という形で発注していますが、それに伴う、例えば制御系のコントロールなんかは、別の案件として起工するようにしていますので、もし、それを一緒にすると、余計ハードルが高くなるということもございまして、そういったところを配慮しながら発注させていただいているところでございます。

【森岡委員】 これは、頂いた他の浄水場の実績等を見ると、月島機械以外、石垣というところが、この横型加圧脱水機については経験があるということなののでしょうか。

【水道局 酒井施設設計課長】 おっしゃるとおりでございます。

【森岡委員】 ただ、現実には、この、自分が施工した以外のところで落としたり、あるいは札を入れたということがないのですかね。ちょっと追加で頂いた資料というのを把握できていないので、あれなのですけれども。

【水道局 酒井施設設計課長】 現実的には、今、委員の先生がおっしゃったとおり、横型加圧脱水機に関しては、月島と石垣がメインでございますが、その他商社、例えば、水 i n g さんであったりとか、そういった商社のほうでも元請施工として入札して施工された実績は過去にございます。

【森岡委員】 実際、それは元施工が有利だというのは分かるのですが、今後、何か工夫される余地というのは、何かありますでしょうか。確たるものでなくても、全然結構なのですから。

【水道局 酒井施設設計課長】 先ほどご回答した内容に、どうしてもかぶってしまうのですが、発注方式として、その脱水機本体そのもので発注して、それ以外の制御系とかを別の案件として起工するのは、これは従来での取組でございますが、それを引き続きやっていきたいというふうに考えております。

どうしても150平米以下の小さな横型加圧脱水機であれば、施工メーカー、他県も含めて結構存在するのですが、水道局の浄水場、今回は東村山の浄水場でございますが、一日126万立米の処理能力がございまして、これは東京ドーム約1個分でございます。そういったところから発生する汚泥を適切に間違いなく処理できる、そういった製造プラントを持っているところは、今後もなかなか増えていくことは難しいのかなというふうに考えております。

やはり、事業がどうしても、東京都水道局に関しては横型加圧脱水機を20年から25年を耐用年数として見込んでおりますが、そんなに毎年のように発注されるものではございませんので、そういったところも少し影響があるのかなというふうに考えております。

【森岡委員】 実情については、よく分かりました。

ちなみに、この石垣が造る場合と、月島機械、今は月島JFEということなのですかね、が造る場合で、何か仕様が随分違ふとか、そういうことはあつたりするのでしょうか。この横型加圧脱水機の。仕様という言葉が正確かどうか、ちょっと、ごめんなさい、分からないですけど。

【水道局 酒井施設設計課長】 横型加圧脱水機の構造は、東京都水道局の中で仕様が決まっておりますので、石垣様のほうで施工されても、月島様で施工されても、出来上がるものは同じでございます。

そのメーカーに合わせた独自性というものは、ほぼ、ないに等しいというふうに考えています。

【森岡委員】 そうしたら、そのほかの経験のない業者が入るのは難しいとしても、月島と石垣であれば、お互いに、本当は入る余地はあるはずというところなのですかね。

【水道局 酒井施設設計課長】 そういう認識を我々は持っております。

【森岡委員】 ちょっとね、若干、私としては、そこは、何で積極的に行かないのだろうかと思うところはありますが。

取りあえず、私のほうでは以上で、すみません。

【木下委員】 木下でございます。今日のご説明、ありがとうございます。

私のほうでちょっと懸念しておりますのは、今回、月島機械が月島JFEアクアソリューション株式会社というふうに、企業体制も変わったように、今後、何年もの間に、石垣という会社についても月島という会社についても事業体制が変わる中で、こういう公共工事についての取組が、どのぐらい継続的にできるのだろうかというところ、若干、心配もあります。

そのためにも、この固定的な2社の持っている技術を、水道局側がどれぐらい把握し

て、ほかの事業体を育成というのも変ですけども、技術力は水道局のほうにあるということになるような体制が取られているのか。その辺をちょっと懸念するところがありますので、ご説明していただきたいと思います。

あまり、こうやって1社に頼り切っていると、その技術が、そこで損なわれることがないよという点でのご質問です。

【水道局 酒井施設設計課長】 ご質問ありがとうございます。その辺の問題は、我々も非常に危惧しております、どうしても、この業界に限ったことではなくて、技術者の減少は非常に大きな問題となっております。

そういった中で、この横型加圧脱水機に関しては、当然、東京都水道局の浄水場に搬入した後は、定期的に職員のほうも立ち会いながら維持管理等をする中で、ろ布の交換時期であったりとか、これは1回設置してから25年間、ノーメンテナンスでずっと動くものではございませんでして、定期的な、やはり油を差したりとか、ポンプの更新とか、細かい機械能力を維持するための修繕作業がございます。そういったものを通じながら、当局の職員の技術力の低下を防いでいくこと、というような取組でやってございます。

一方、事業者様のほうにおかれましても、定期的に我々のほうで維持管理の工事等をお願いすることによって、この横型加圧脱水機の製造能力等々が落ちることのないように、ヒアリングを重ねながら事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

【木下委員】 ありがとうございます。ぜひ、継続性のある技術力の承継に努めていただきたいと思います。

【小見部会長】 ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、ここで、一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。

運用状況について、特に問題ないとのことであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。あるいは何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見について、知事に報告することになります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご意見、ありますでしょうか。よろしいですか。

ご意見等はないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できたことといたします。

水道局の皆様、ありがとうございます。退室をお願いいたします。

(水道局職員退室)

(総務局職員入室)

【小見部会長】 続きまして、議案2について、準備ができましたら説明をお願いします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、まず議案2の事業所管局である総務局の出席者を紹介させていただきます。お手数ですが、自己紹介をお願いいたします。

【総務局 千野企画計理課長】 総務局企画計理課長をしております、千野と申します。よろしくお願いいたします。

【総務局 柴田総務課長】 総務局大島支庁総務課長の柴田と申します。よろしくお願いいたします。

【総務局 石川産業課長】 同じく、大島支庁産業課長の石川と申します。よろしくお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案2をご覧ください。

1者入札及び長期受注の事案として抽出されました案件で、件名は、岡田林地荒廃復旧工事でございます。

本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものであります。希望9者、指名9者、応札1者で、落札率は98.47%でございます。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上になります。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員はお願いします。

【木下委員】 それでは、木下からご質問させていただきます。

島しょ部での事案で、業者さんを確保するということが難しい地域であると思うのですが、これも、長期同一の落札ということで、過去の入札状況を確認いたしますと、令和元年辺りは、多数の業者さんが参加して、入札にも多数の業者さんが参加して1者が落札。その傾向がだんだん変わってきてまして、令和4年度と、今回確認している令和5年度は、一応希望は出ただけけれども、辞退もしくは不参ということで、入札が1者入札に変わってきてしまったと。

何となくだんだん入札が不活発になってきているような、そんな傾向に見えるのですが、どうしてこういう傾向になるのだろうかということの分析と、これを改善する、競争的な入札を確保していくために、こういう発注側としてはどんな工夫を今後されていくのか、その点についてお話を願いいたします。よろしくお願います。

【総務局 柴田総務課長】 ご質問、ありがとうございます。大島支庁総務課長、柴田から、お答えさせていただきます。

今回の契約について業者のほうから辞退理由はヒアリングをしております、その回答によりますと、配置予定技術者の配置が困難といった、人員不足を辞退理由として挙げている業者が多くございます。

それを踏まえまして、今後の対応でございますけれども、これまでも対応しているところでもありますけれども、債務負担の設定など活用させていただいて、発注時期の平準化ですとか、発注予定表を大島支庁の場合、毎月公表しておりますが、そういった取組を今後行いまして、事業者側の計画を立てやすくするなどの対策を講じていきたいと考えてございます。

以上です。

【木下委員】 ありがとうございます。工事の内容を見ても、災害復旧に関わる工事なので、確かに平準化というのも難しいところはあるかもしれませんが、ぜひ、地域の事業者さん同士の間でも競争的な環境ができるような発注の工夫を続けていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【小見部会長】 ありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか。

【森岡委員】 森岡です。追加で頂いた資料で、今年の11月7日に開札になった入札経過調書というのを頂いているのですが、これは、この岡田林地の荒廃復旧工事の令和6年度分の工事ということでよろしいのですかね。

【総務局 柴田総務課長】 大島支庁総務課長からお答えいたします。

おっしゃるとおり、岡田の林地荒廃復旧工事となります。

【森岡委員】 これが3者入札はしたのだけれども、いずれも最低制限価格を下回ったということで不調になってしまっているということで、これをまた再入札を実施することになるのでしょうか。

【総務局 石川産業課長】 大島支庁産業課長から、お答えいたします。

今回、不調になった案件につきましては、来年度、令和7年度に再度入札を実施する予定であります。

【森岡委員】 なるほど。では、あれですね、今までずっと落札してきた（非公表部分）は、辞退になってしまったということですね。

【総務局 柴田総務課長】 大島支庁総務課長です。

おっしゃるとおり、今年度については、辞退となっております。

【森岡委員】 （非公表部分）が辞退をした実質的な理由が、もし分かればというところと、あと、3者とも最低制限価格を下回ったというところが、発注者側として何か、今、考察できていることがあれば教えていただきたいのですが。

【総務局 柴田総務課長】 総務課長からお答えいたします。

当該業者の辞退理由でございますけれども、ヒアリングを実施したところ、やはり配置予定技術者の配置が困難なため、という回答となっております。

今回、最低制限価格を下回る結果については、申し訳ありません。ちょっと分析できておりませんが、最近の傾向としましては、不調になった案件について、やはり物価高騰などが不調になっている案件が多いということは感じているところではございます。

この件が、それに当たるかどうかは分析はできておりません。申し訳ありません。

【森岡委員】 ありがとうございます。

これ、毎年度、この岡田林地についての工事がされているのですが、これは年度ごとに場所がだんだん移っていったような感じなのか、あるいは同じ場所でどんどん、またやっているということなのか。その辺りをちょっと教えていただくとありがたいのですが。

【総務局 柴田総務課長】 総務課長からお答えいたします。

場所は全く同じという場所にはなっておりませんで、毎年度、災害発生の危険性などを鑑みまして、優先順位をつけて工事を発注しております。

ですので、同じ、全く同じ場所ということではございません。

【森岡委員】 例えば、去年の場所と今年の場所では、工事のやりやすさが違ったりとか、そんなことがあり得るのでしょうか。すみません、全然現場を知らないもので、見当違いなのかもしれないですが。

【総務局 石川産業課長】 大島支庁の産業課長からお答えいたします。

同じ岡田漁港に面した斜面ということではあるのですが、微妙に場所は異なっておりまして、今回の場所は、少し湾曲部といいますか、谷状になっている地形で、少し地形の違いはございます。ただ、大きく異なるかという、それほど大きな違いがあるというような場所ではないと考えております。

【森岡委員】 分かりました。ありがとうございます。

私からは以上です。

【小見部会長】 ありがとうございます。

これ、事前説明のときに質問させていただいたかもしれないですけども、この大島にける、こういう林地荒廃復旧工事というのは、たくさんあるのでしょうか。

例えば今年でも構わないのですけれども、何件ぐらいあるのでしょうか。これに類するものが。

【総務局 柴田総務課長】 総務課長からお答えいたします。

今年度、令和6年度につきましては、別の箇所でも、もう一件、荒廃復旧工事を発注しているところがございます。

【小見部会長】 そうすると、今年は2件、毎年2～3件ぐらいというような感じでしょうか。

【総務局 石川産業課長】 産業課長からお答えいたします。

そうですね、毎年2～3件程度、ちょっと正確な数字ということになりますとあれですけども、大体、規模感としては、そのぐらいになります。

その年々の災害発生状況に応じてであるとか、設備の荒廃状況を踏まえまして、工事する箇所を決めておりますが、極端に多くなったりということは、あまりありません。

【小見部会長】 それで、さっきの質問とちょっと重複する部分はあるかもしれませんが、この案件、そもそも同一事業者長期ということで抽出されているのですけれども、追加資料になると、長期受注者が辞退をして、それ以外の3者が最低制限価格を下回るという、かなり、何か、今までにないことが起こっているのですけれども、それは技術者の配置という理由だということですけども、あと、内容的にもそんなに変わらないということでしたよね。

ということだと、何か、やはり、何か特別な事情があるように思いますので、ちょっと今はまだ分析されていないということですけども、来年度、これが抽出されるかどうか

は分からないですけれども、ぜひ、これについては、もう少し分析をしていただきたいというふうに思います。

これは感想ですけれども。私からは以上です。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本議案の意見を確認したいと思います。

運用状況等について、特に問題ないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。あるいは何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見について、知事に報告することになります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご意見、ございますか。よろしいですか。

ご意見等はないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できたことといたします。

総務局の皆様、ありがとうございます。退室をお願いいたします。

(総務局職員退室)

(住宅政策本部職員入室)

【小見部会長】 続きまして、議案3、都営住宅5H-116東（江東区辰巳一丁目）工事について、準備ができましたら説明をお願いします。

【米倉契約調整技術担当課長】 まず、議案3の事業所管局である住宅政策本部の出席者を紹介させていただきます。お手数ですが、自己紹介をお願いいたします。

【住宅政策本部 山崎建設課長】 おはようございます。住宅政策本部東部住宅建設事務所の建設課長をしております、山崎と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

【住宅政策本部 建設課古屋課長代理】 同じく建設課の古屋と申します。よろしくをお願いいたします。

【住宅政策本部 建設課吉川課長代理】 同じく建設課の吉川と申します。よろしくをお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案3をご覧ください。

高額・高落札率及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は、都営住宅5H-116東（江東区辰巳一丁目）工事でございます。

本件は、一般競争入札により発注を行ったものであります。申請2者、資格確認2者、応札1者、落札率は99.79%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員はお願いします。

【森岡委員】 森岡です。事前にご質問させていただいているところではありますが、この都営住宅辰巳団地の中の工事を、どんどんやっているという、棟ごとにやっているということかと思うのですけれども、これまでの工事の受注と、それから、今後どういうところが行く棟ですかね、令和6年度とかは、どういうところが受注しているのかというの

を、ちょっとご説明いただければと思います。

【住宅政策本部 山崎建設課長】 それでは、私のほうから説明させていただきます。

資料、お手元の資料をご覧いただきたいのですが、こちらに辰巳団地の全体の今までの工事の経緯が記載されてございます。辰巳団地は、ここにありまうように、全87棟3,326戸の団地でした。全てが昭和42年から44年度建設のものです。

左下にブルーのところがございますけれども、建て替えは、この平成28年度の工事から始まりました。A-1棟70戸、A-2棟154戸、A-3棟168戸を、それぞれこちらの受注者、塚本・テッケンJV、松尾・塚本JVが施工したところでございます。こちらはもう、入居済でございます。

次に、平成3年度の工事を行いました。このブルーのところです。右下にグレーのハッチがかかっているところでございますが、こちらが平成3年度に竣工したものです。E棟とF棟、それぞれ196戸と112戸を株木建設と塚本建設が施工したところす。

その次が、先ほどの28年の上のブロックですね。こちらが令和4年に竣工したところす。こちらがB棟、C棟、D棟、それぞれ126戸、49戸、88戸を創真・JusticeJVと菊池建設というところが受注いたしまして、完了いたしました。こちらも既に入居が終わっているという状況です。

【森岡委員】 ありがとうございます。同じ業者がずっとやっていたりするのかどうかという辺りが気になっていたのですが、この、今、いただいたものを拝見すると、重なっているという意味では、平成28年度のJVの中の塚本というところが、A棟の1、2、3に関わっていて、それから令和3年度のE棟のほうに関わっておるというぐらいなのですかね。

これは、例えば、令和3年度か4年度かにやっている工事をやっていると、令和5年の分は工事期間は重なるという感じなのですかね。

令和3年は、もう竣工済ということなのですか。

【住宅政策本部 山崎建設課長】 もう既に、こちら、今ご説明させていただいたところは、全て完了しております。そして、入居が終わっております。

工事は重なっております。

【森岡委員】 ということは、前の年度に受注したからといって、今年度、ちょっとリソースが足りないのでできないということには、必ずしもならないということですかね。

【住宅政策本部 山崎建設課長】 並行して進行しておりますので、大丈夫です。

【森岡委員】 あとは、落札率が99.79ということで、かなり、どんぴしゃで落ちている気がするのですが、この辺は何か、発注側としては、こういうものなのかどうかという辺りは、今までの入札経過も踏まえて、何か分析されていることがあれば教えていただければと。

【住宅政策本部 山崎建設課長】 資料をご覧になっていただきたいのですが、上の方に一般平面図というものがございまして、こちらに都営高層住宅14型改定基準建物

設計図とございます。都営住宅は基準設計というものを採用しております。建物の性能や仕様を統一して、基準を定めて、私ども、今、東部事務所では、年間2,200戸を目標に建設をしているのですけれども、効率化を図っているところです。

逆に言いますと、こちらのプランにございますように、1DKが1つ、2DKが②、③、エレベーター付、それから3DK、この5つのタイプを、ひたすら造っております。左下にアクソメ図がございますけれども、同じものを、ずっと高層で建てていくというものなのですね。ということは、これをもう、ずっとやっておりますので、受注者様にとっては積算がとてもしやすいのです。地上から上は、ほとんど精緻に積算ができると考えております。

違うところは、地上から下の杭の部分でございます。にしましても、ずっとこの辰巳だけを見ましても、杭の部分がほとんど今、54メートルぐらいなのですが、地盤層まで。同じものを造っているわけですね。という意味では、積算がとてみ精緻に行われる設計というか、工事だと思われま。

その中で、受注者様が自分たちの利益を考えながら計上、応札額を入れていらっしゃるのですけれども、それが、たまたま非常に精緻に落ちたというふうに考えております。

【森岡委員】 分かりました。大変よく分かりました。そういう事情ですね。ありがとうございます。

私ばかりで申し訳ない。先生、どうぞ、先にどうぞ。すみません。しゃべり過ぎたので。

【木下委員】 ご質問したいのは、今回、この令和5年の工事は、H棟とI棟と一括して発注していることで、約38億円という非常に大型の発注になっていると思うのですけれども、先ほどのご説明ですと、今までの年度は3つ、例えば建てたときも、それぞれ別の業者が落札していると。2つとか1つに分けて落札しているようで、発注も分けていたと思うのですが、こういう、この工事を棟ごとに分けて発注するか、一括して発注するかという、その発注の規模とか考え方については、何か住宅政策本部でお決めになっていることとか方針がおありなのでしょうか。

やっぱり小さめの発注に分ければ中小の事業者が入りやすいと思いますし、ある程度、大きくなると大型の受託をできる場所ということに限られてくるというふうに思うようなところがありますので、この今回は二百何十戸という非常に大きな発注になっていると思うのですが、その点は何かお考えがあるのかということをお教えください。よろしくお願ひします。

【住宅政策本部 山崎建設課長】 先生のおっしゃるとおりでございます。私ども、中小企業の育成の観点から、原則ですね、規模の大きい工事でも技術的に可能な限り分割発注をすることを基本にしております。

このようにして受注機会を増やして中小企業を育成するというのが、大きな公共事業の目的だと思っております。

今回の場合なのでですけど、H棟とI棟というところは、分割が非常に難しい案件でございました。と申しますのは、このH棟北側の部分ですね、I棟南側の縦になっている部分ですけれども、こちらは非常に施工ヤードが限られております。

54メートルの杭を35本、ここで打つのですけれども、大変な大型の重機とかも必要になります。重機の回転スペースとか、監督員の詰所とか、ばらばらにした場合非常にタイトになりますので、私ども、こちらは一緒に、分割発注ではなく2棟一体にしたほうが、施工者さんが施工しやすいというふうに考えました。

また、実際は、このH棟とI棟の東側の道は結構狭い上、スクールゾーンになっておりまして、近隣の方から、ここに工事のゲートを設けてもらうのは困るという要望を前から強く受けておりました。現在も施工しておりますが、実際、ゲートはH棟、I棟、この1つの区分で1か所で北側の大きな道路に面したところだけになっております。

そういう意味で、分割発注はとて難しい地形だったというふうに考えております。

【木下委員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【小見部会長】 それでは、私のほうから1点、ご質問させていただきます。

先ほどご説明がありましたように、標準設計がされていて、あと、杭等についても、もう大体、杭の深さも決まっているしというようなご説明があったのですけれども、今回の入札で1者、（非公表部分）というのが辞退されておりました、その辞退理由が、杭工事において現場の工程が6か月必要なことが判明し、工期内施工が困難と判断したというような、それが見積りと大きく乖離したということの主たる要因になっているような説明があるのですけれども。

そうすると、先ほどの直前のご回答にもありましたように、ここ、全体としては、大体もう、内容も分かっているのです。ですけれども、今回のこの部分については、先ほどご説明があったような事情から、結果的に今までやっていたところよりも難易度が高い。難易度というか、時間、工期内にやるということを考えると難易度が高いというようなふうに考えてよろしいのでしょうか。

【住宅政策本部 山崎建設課長】 杭工事につきましては、こちらは特に現場打ちという工法でして、通常、受注者様が、杭専門の業者に施工するときに見積りを依頼して、値段と工期を積算するのですね。こちらの場合は、多分なのですけれども、杭打ち機を1台と仮定して6か月というふうに業者さんは見積もられたと思われまして。

私ども都営住宅の建て替え工事におきましては、杭工事につきましては、金額も工期も都営住宅独特の建築積算要領というのがございまして、それに基づいて杭本数、深さ、土壌条件、ここは非常に軟弱地盤なのですけれども、こういったものを全部打ち込みますと積算ができる仕組みをつくっております。

また、積算要領に基づき、杭打ち機が1台のときと2台のときを比較して検討した結果、こちらの現場では2台で施工し、約2か月程度の工期と想定しておりました。

実際、杭打ち機が1台か2台かというのは、杭専門業者と受注者様の関係にもよりまし

て、たまたま（非公表部分）のときは1台で6か月という工期を算定されたように思われます。

実際今、こちらは関東建設様が、今ちょうど杭工事をやっているところですが、確認をさせていただきましたところ、2か月から3か月で打つ工程で進めていらっしゃるようですので、我々の積算が、それほどかけ離れたものであったというふうには思っておりません。

【小見部会長】 分かりました。詳細なご説明、ありがとうございます。了解いたしました。

ほかに、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

【森岡委員】 すみません。直接関係するかどうか、あれなのですが、教えていただきたいのは、今、杭の話があって、もともとこれは古い都営住宅があった場所の建て替えだと思のですが、その既設杭とか、そういうものの関係は、多分取壊しのときに全部やっておられると思うのですが、そういうものが、もし今後、実は土中埋設物みたいなものが出てきてという場合には、この契約自体で、例えば増額の変更とか、そういうことがあるのでしょうか。

【住宅政策本部 山崎建設課長】 こちらに限らず、既設杭がございまして、それを全部抜くわけではありません。今度、新しい杭を立てるところに干渉するものについてのみ、既設杭を抜いて新しい杭を施工するという方法を取っております。それはコストの観点からなのですけれども。

実は、こちら、既に既設杭の位置がずれておりまして、取り切れなかったところが、今問題になっている状況です。

こういった場合、こちらに入った業者さんが既設杭を、また抜いてから施工しなければなりません。先生のおっしゃるとおり、その分、工期や費用がかかりますので、それは設計変更において適切な金額と工期を延伸し、設計変更で金額を上げているという処理を取っております。

【森岡委員】 分かりました。ありがとうございます。やはり、そういうことがあるわけですね、というのと、別にこの件でどうというふうに申し上げるつもりはないのですが、どうしても大幅な増額、変更とかがあったときに、本体価格は競争性を確保して入札でやっているわけですが、そこはもう、何ていうか、入札の手続を経ずに実質変わってしまうので、その辺りの価格の妥当性というのを、どのように確保するのが課題なのかなとは思っているところです。

本件に関しては、積算がかなり経験も積まれていて、業者と発注者側で大きいギャップがないという前提ですから、すごい杭抜きというか、今後の増額についても大きい影響はないのだらうと思いますが、ちょっとそれだけ感想めいたことを申し上げます。

以上です。

【小見部会長】 ありがとうございます。

ほかに、よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。

運用状況等について、特に問題ないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。あるいは何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見について、知事に報告することになります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご意見、ありますか。よろしいですか。

ご意見がないようですので、入札及び契約手続が適正に運用されていると確認できたことといたします。

住宅政策本部の皆様、ありがとうございました。退室をお願いいたします。

(住宅政策本部職員退室)

(保健医療局職員入室)

【小見部会長】 続きまして、議案4について、準備ができましたら説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 議案4の事業所管局である保健医療局の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いいたします。

【保健医療局 植田財産調整担当課長】 保健医療局都立病院支援部財産調整担当課長の植田と申します。よろしくをお願いいたします。

【保健医療局 八木調整担当課長】 同じく保健医療局総務部調整担当課長の八木と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案4をご覧ください。

高額・高落札率及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は、荏原病院(5)熱源設備改修工事その2でございます。

本件は、希望制指名競争入札にて発注したものでありまして、希望1者、指名1者、応札1者で落札率は99.94%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員はお願いいたします。

【木下委員】 木下です。この案件の特徴は、当初の発注のときに2者入られて、2者入札されたのだけど、いずれも低入札で不調になり、その後、再度同じ案件で出して、ちょっと予定価格は変わっていますが同じ案件で出して、今度は希望1者で落札、しかも高落札率だということで、入札の状況が2回、大きく変わっているのですが、こういう変化があった経過となったのは、何か、どんな理由があるのだろうかについて、発注側としてのお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

【保健医療局 植田財産調整担当課長】 都立病院支援部、植田よりお答えいたしま

す。

今回の工事につきましては、1回目の入札が不調になりまして、そのときには低入札の調査を行ったのですけれども、調査票が出されませんでした。

その後、工事の内容も見直しまして、見直した結果、スケジュール等を見直したのですけれども、内容については大きな変更の必要はないだろうということで、2回目の入札を行ったところでございます。

その際に、1回目の入札をした会社さんが、2回目の入札について推察をして、その結果で高い落札率になったのかなというふうに考えております。

【木下委員】 1回目が低入札調査になって、つまり、入札価格が低かったよと、業者さんの見積りが低かったということで不調になって、2回目になって工事内容も少し拡大して、その上で入札したら、今回はむしろ高落札率になったということで、ちょっと矛盾があるというか、1回目の入札が高過ぎて合意できず不調になったというのですとあり得るかなと思うのですが、安い値段で入札して不調になったから、今度は高い値段で入札するという、その行動の変化がどうして起きるのだろうかというのが、ちょっと不思議だなと思ったものですから。

しかも、1回目のほうは2者入札だったわけで、その点については、何かお考えはありますでしょうか。

【保健医療局 植田財産調整担当課長】 推察にはなりますけれども、1回目の入札の結果をご覧になられているので、そこから参加された企業さんのほうが、1回目はちょっと安く見積り過ぎたのだというふうに思われて見直しをされたのではないかと思います。

【木下委員】 1回目は少し頑張り過ぎちゃったということですよ。頑張って低く出してみたら、あれ、こんなに低くなくていいのだったら、もう少し、ゆとりのある価格で入札しようということになったのですかね、ちょっとそこがなのですが。

あと、2回目のときに、1回目参加者のうちの、もう1者が参加されなかったということについては、何かお考えはありますか。業者さんの行動なので、発注側ではつかみ切れていないかもしれませんが、時期的にもあまり変わらない時期で、せっかくの機会だと思うのですが、何かお考えがあれば教えてください。

【保健医療局 植田財産調整担当課長】 1回目に参加していただいた企業さんには、2回目もぜひ参加していただきたかったと思っはいるのですけれども、1回目の低入札調査について回答はいただけていなかったというところと、2回目については、結果的に入札していただけてなくて、ほかの会社に決まってしまったので、その後、ヒアリング等は行ってはいないのですけれども、ほかの工事との兼ね合いとか、人手などの確保など考えられて、2回目は参加されなかったのかなというふうに推測しております。

【小見部会長】 よろしいですか。

私のほうから、じゃあ、1点。

これ、この熱源設備改修工事というのは、これは、この病院、今のこの病院ができてか

ら何回目かになるのでしょうか。あるいは、元施工の会社というのは、どこになるのでしょうか。

【保健医療局 植田財産調整担当課長】 こちらの熱源設備の改修工事は、設立以来、初めての改修工事となります。

あと、元施工は、今回の工事を行っていらっしゃる朝日工業社さんです。

【小見部会長】 結果的に、元施工のところが取ったということなのですかね。

1回目も、低入札にならなければ朝日工業のほうが低い値段だったので取れたかもしれなかったということなのですから。

これ、何か特別な難しいことがあるとかということではないのでしょうか。技術的な問題ですけれども。

【保健医療局 植田財産調整担当課長】 はい、一般的な空調設備の更新工事でございます。

【小見部会長】 ということなのですね。

あと、1回目と2回目で価格が上がっているのですけれども、去年の1回目と2回目で半年ぐらい時差があるのですけれども、その間に、設備工事の値段が結構上がったのではないかと推測できるのですけれども、そういうことが影響したということは考えられますでしょうか。

【保健医療局 植田財産調整担当課長】 そうですね、単価表に合わせて単価の変更は行っております。

あと、契約時期が変更になるので、工期を延ばしたというところもございます。

【小見部会長】 それは2回、1回と2回目で、そもそも値段、基準の価格が上がっているというのも、物価に、ある程度スライドしていたと考えていいのでしょうか。

【保健医療局 植田財産調整担当課長】 そうですね。単価表を使ってやらせていただいているので、単価表には、そういったことが記入されているのではないかと思います。

【小見部会長】 分かりました。私からは以上です。

ほかに、いかがでしょうか。

【森岡委員】 森岡から伺いたいと思います。

この低入札調査に当たっての調査票等の提出というところなのですが、これは業者にとっては結構負担のかかる作業ということになるのでしょうか、すみません、主観的な質問で申し訳ないですけれども。

【保健医療局 植田財産調整担当課長】 調査票については任意といいますか、会社さんの判断でご提出されるかどうかというもののなので、お手間を感じられて提出されないというお考えの企業様もいらっしゃるのかなとは思いますが。

【森岡委員】 これは提出すれば落札者になれる、でいいのですかね。ちょっと、よく分かっていないのですが、内容が、もちろんちゃんとしていればということなのではないかと。

【財務局 荒山契約第一課長】 財務局契約第一課長の荒山です。

入札の手の続の関係ですので、こちらのほうでちょっと回答させていただきます。

まず、低入調査のほうですけれども、こちらは私どもの考える調査基準価格よりも低い価格で応札されているということなので、きちんと仕事をしていただけるのかというところの品質の確保という面と、それから、やっぱり下請を泣かせないですよというところ、そういったところも含めてきちんと調査を行うということで、厳格にやっているという、そういう状況でございます。

その中におきまして、先ほどお話のありました書類につきましては、正直申し上げて、かなり厳しいものを求めているのは現実的に、そういうことでございます。

そういった中で、私ども東京都のほうの低入調査、厳しくやっているということは、各事業者さんも、今、周知の事実になっているところがございます、そういった意味で、なかなかお手間との関係の中で、合格しづらいというところから、低入調査の調査票を提出しないという場合が最近は増えているかなというふうな実感がございます。

私ども、きちんとした調査票が出て、当然きちんと調査をするわけですけれども、その中で合格をすれば、もちろん全て落とすというようなことで対応しているわけではないですけれども、そういった意味で、出てきた書類については精査をさせていただいていると、1件別にきちんと対応していると、そういうことでございます。

以上です。

【森岡委員】 感覚的なところで結構なのですが、正確な数字でなくていいのですが、低入になった場合に調査票等が出される割合がどのくらいなのかというのと、あと、実際に出た場合に、どのくらいの割合で合格するものなのか。すみません、すごいざっくりした話で、お答えしにくいかもしれませんが、伺えれば。感覚的なことを知りたいので。

【財務局 荒山契約第一課長】 正確なお話、数字はちょっと出ませんけれども、まず、低入調査に関しては、建築ですとか一般土木とか、設備系も、電気、空調といった大型の一般的な案件につきましては、かなり事業者さんも、東京都の低入調査は厳しいというのを分かっています、今、ほとんど出てこない、調査票を出さないという場合がほとんどです。

例えば、ポンプの据付けとか、そういう特殊な工事につきますと、私ども発注している案件が少ないということもございまして、事業者さんもそれに対応して出してくるという場合も散見されます。

実際、低入調査を通っているという件数につきましては、正直申し上げて、今のところ、厳しくやり始めてからは1件もないです。そういう状況でございます。

【森岡委員】 分かりました。

そうすると、業者としては、もう、ここで頑張っても、ということがあるので、仕切り直しで再入札になったら、そこで低入にならないのは、大体、予測はここである程度つけたので、入れるという行動が、ある程度、合理的になってくるということなのですかね。

【財務局 荒山契約第一課長】 はい、おっしゃるとおりだと思います。

【森岡委員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【小見部会長】 よろしいでしょうか。

それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。

運用状況等について、特に問題はないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。あるいは何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見について、知事に報告することになります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご意見、ありますでしょうか。よろしいですか。

ご意見等はないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できたことといたします。

保健医療局の皆様、ありがとうございました。退室をお願いいたします。

(保健医療局職員退室)

【小見部会長】 それでは、議案5に入ります前に、10分間の休憩を取りたいと思います。

では、10時50分に再開させていただきたいと思いますので、よろしくお祈りします。

(休憩)

(下水道局職員入室)

【小見部会長】 それでは、続きまして、議案5について、準備ができましたら説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 議案5の事業所管局であります下水道局の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いいたします。

【下水道局 星野契約課長】 経理部の契約課長をしております星野でございます。よろしくお祈りいたします。

【下水道局 一力新河岸水再生センター長】 工事の所管部署であります西部第二下水道事務所新河岸水再生センター長の一力でございます。よろしくお祈りいたします。

【下水道局 山本施設保全課長】 施設管理部施設保全課長の山本と申します。どうぞよろしくお祈りいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案5のほうをご覧ください。

1者入札及び長期受注の事案として抽出されました案件で、件名は、新河岸水再生センター汚泥焼却設備新3号補修工事でございます。

本件は、特命随意契約により発注を行ったものであります。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員はお願いいたします。いかがでしょうか。

【森岡委員】 森岡です。追加資料も頂いていて、特命随契でやらざるを得ない事情と
いうか、理由について、改めて、ご説明をいただければと存じます。お願いいたします。

【下水道局 一力新河岸水再生センター長】 それでは、新河岸水再生センター、一力
からご回答させていただきます。

工事概要に記載されていますとおり、今回の焼却設備は複数の主要機器により構成され
ておりまして、それらが全体で1つの汚泥焼却システムとして性能を発揮しているもので
ございます。

製造設置会社の独自の技術により、機器構成、システム構成、メンテナンス手法等を検
討し、設計製造したものでございます。

今回、補修に当たりましては、製造設置会社のみが保有します技術情報に基づき、取替
部品の設計製造及び調達を行うとともに、設置、調整システムの健全性確認等を行い、全
体で1つの設備として性能を発揮させる必要がございます。

このため、製造設置会社独自の技術情報を有します当該企業が、本工事を遂行できる唯
一の業者であるというふうに判断しているものでございます。

【木下委員】 すみません。木下でございます。

こういう水再生センター、それから汚泥焼却炉というのは、この新河岸における設備唯
一、都内唯一なのか、それ以外にも幾つか設備があるのかということと、もし、そういう
設備があれば、同じように、こういう経年による補修とかそういうものは、設置業者さん
の特命随契で、ほかでもなさっているのか、その点を教えてください。

【下水道局 山本施設保全課長】 では、施設管理部施設保全課長の山本から、説明さ
せていただきます。

最初の質問でございますけれども、まず、焼却炉については、区部に約20台設置されて
おります。

もう1つの質問ですけれども、同じように、やはりシステムとしてしっかりと保護して
いかなければいけないという観点から、特命随契とさせていただきます。

あと、補足なのですけれども、場所によって、いじる部分によりシステムに完全に影響
があるところについては特命随契となりますけれども、それ以外の、システムに影響がな
い部分、単純的な部分については、必ずしも特命随契ではございません。

以上でございます。

【木下委員】 ありがとうございます。今、都内20か所ぐらいの設置ということなので、
そうすると、その20か所を新規に設置するとき、その入られた業者さん、つまり受
注された業者さんにとっては、継続的に、この補修の仕事があるということで、よく、こ
の手の仕事ですと、最初の受注のところはかなり競争性が高くて、割とダンピング的な入
札もあつたりするような事件も、設備ではないのですがあつたりするのですが、そうい
う過去の状況というのは、この20基をそれぞれ設置するときの状況というのは、何か特筆
すべきものがあつたのでしょうか。

つまり、三機工業さんが、この設備をお取りになっているわけですが、ほかの設備についてもどんな状況なのかというのを、ちょっとお分かりになる範囲で教えていただけたらと思います。

【下水道局 山本施設保全課長】 施設保全課長の山本からご説明いたします。

やはり、設置当初は、どこの会社も取れるような形で発注いたします。その後は場合により随契になってしまうのですけれども、今おっしゃられているのは、つまり、1者取ったところが、ずっと高く取っていくのではないかというご心配だと思うのですけれども、我々としては、常に補修工事、改良工事をする際に、事前に点検を行っております。

あわせて、運転をしている最中に故障する部分も出てきます。また、定常的に交換するところがあると思います。長期の契約をしてしまうと、やはり安全面も見て、メーカーとして高い位置で金額を設定してしまうということが考えられますので、我々は、そういった内容を、しっかりと設計で精査して、点検などで本当に必要なものなのかというところを確認した上で発注させていただいておりますので、その辺は、しっかりさせていただいていると、考えております。

【木下委員】 ありがとうございます。

【森岡委員】 よろしいでしょうか。すみません。

事前にちょっとご質問させていただいたところで、今の時点で、もう、この業者しかメンテナンスできないというような状況になっているということと、現時点から他社のメンテナンスができるようにできないのかという私の質問に対しては、業者のノウハウによる設計になっていて、システム全体として保証が得られなくなるため難しいというお答えをいただいております。

ここで、保証という言葉が出てきたので、すみません、つい、引っかかっちゃうのですが、その設置業者は、そもそも、この機械を設置したことで、その後の不具合だとかについて、何らかの保証を契約上、しているということなんでしょうか。

【下水道局 山本施設保全課長】 施設保全課長、山本から、ご説明いたします。

保証というところでは、つまり、設置したときに、こちらは、省エネ型の焼却炉でございますので、省エネ型の焼却炉の機能をしっかりと果たしていただかないと、我々として、やはり環境的な面でCO2の削減だったりといったところが担保できなくなってしまうというところがございます。

ですので、そこは、しっかりと据え付けたときの必要な能力というものが発揮できるというところは保証していただいているという形で考えております。

以上です。

【森岡委員】 契約上、設置時点で一定の能力を発揮するというのは、当然、契約適合させなきゃいけないのだろうとは思っておりますけれども、その後、何年間にもわたって、これを、補修工事が必要な経年があったとしても、そういう一定の保証義務みたいなものが契約上、定められているのでしょうか。

【下水道局 星野契約課長】 契約課長、星野でございます。

今、先生がおっしゃったような、例えば10年、20年にわたっての製造、最初に工事を請け負った会社としての保証義務みたいなものの定めはございません。

【森岡委員】 分かりました。いや、保証とおっしゃっているので、何らか、メーカーとしての保証がずっと続いている前提でのメンテナンスなのか、補修工事なのかなと思ったけど、さすがにそうではないのではないかなとは思ったところで、道義的にというか、対応できなくなっちゃうよという話なのかなとは思うのですね。

他の業者が勝手にいじっちゃうと、その後の、何か直してくれと言われても、それは対応できないよという趣旨なのかなとは理解しました。

その上で、その技術情報が、この会社にしかないということですが、これはその技術情報というものが、少なくとも東京都には共有されているということではないのでしょうか。

【下水道局 山本施設保全課長】 施設保全課長、山本からご説明いたします。

我々として共有されているのは、完成図書といひまして、その焼却炉についてのシステム全体の図面などについては技術情報として共有されております。

【森岡委員】 それだけでこの業者の事業を継続できなくなったような場合、あるいは、もう、やらないよというふうに言っちゃった場合ですけれども、受注する義務が、先ほどの保証の関係もあるのですけれども、ないと思いますから、そうなったときに東京都として、今ある情報だけで何とかできるのか、できないのかというと、どうなんでしょうか。

【下水道局 山本施設保全課長】 施設保全課長、山本からご説明させていただきます。

今のご質問については、全てを、我々の今の図面とか技術情報だけで、カバーできるかということ、かなり厳しいものがあります。

ただ、現実的に申し上げますと、そういったケースが実際、例えばディーゼル発電機の原因機でございました。その際に、どうしたかといひますと、事業規模の小さい会社が入っているわけではなく、大きな会社ですので、事業を継続する会社が出てきておりました。そういった会社とお話をさせていただいて、そこが継続させていくということをおついで、その担保というか保証は得ております。

ただ、今回のような焼却炉の場合については、そういった事例が今まで起きておりませんので、これは仮定の話になってしまうのですけれども、そういった形で継続させていく考えでございます。

以上です。

【森岡委員】 私も弁護士なので、いろんな会社が事業継続できなくなるようなケースは見ておりますし、何らかの形で事業継続が、事業譲渡や会社分割等で行われる場合もあると理解はしているのですが、一方で、収益性がないようなものに関しては、当然、その

際に、企業再編の際に、もうやらないという決断をしてしまう可能性もあるとは思っていますので、先ほど来、挙げられたケースは、幸いにして何らかの形で技術情報の承継と事業継続がされたというケースだと思うのですが、全てがそうではないときに、東京都としてのリスク対策としては、仮にその補修業者が、この三機工業がやらなくなってしまった場合には、この施設は、一回全部やり直すというか、そういうことになるのですかね。

【下水道局 山本施設保全課長】 施設保全課長、山本のほうからご説明いたします。

今のケースにつきましては、ケース・バイ・ケースのところがあると思ひまして、ちょうど更新の時期で建て替えるとか、そういったタイミングに入っていれば、新しい施設に乗せ替えていくと思ひます。

ただ、やはり、まだ使えるよという状態になった場合については、ちょっとこれは今までなかったケースなので、なかなかお答えがしにくいところではありますけれども、他の焼却炉メーカーにもご相談しながら、今後どうしていくかというところを、しっかりと調整して、施設として継続性を保てるようにしていく形になるかなと思っております。

以上です。

【森岡委員】 すみません、契約書等を拝見していないので、見間違いかもしれませんが、私が仮に、こういう発注者側に立つとすれば、仮に受注者側が、当初の設置工事のときの受注者と言えはいいのですかね、が、補修ができなくなった場合には、技術情報等をちゃんと東京都に提供するという義務みたいなものを定めておいて、ちゃんと吸い上げられるようにしておくということが仕組みとしては必要なのかなと。

続けてやれと義務づけるのは、それはそれでいいのですが、どっちにしろ、できないときはできないので、その技術情報が散逸したり、あるいは全然、こちらに提供する気がないところに行ってしまったというところもあり得るので、東京都が優先的にきちんとその情報を確保できるというような形で、最低限の何か、その可能性を残しておくことは、私は必要なのかなとは、ちょっと思ったところです。

幸いにして今のところ問題は起きていないということで、それは結構なのですが、何かあったときのための手当というのは、されたほうがいいのかとちょっと思いました。

あと、もう一点、いいですか。すみません。

これも補修工事そのものの入札と、契約とは直接関係ないので、申し訳ないのですが、新たに設置する際には、ライフサイクルコストというか、どのくらい、今後メンテナンスが必要で、どのくらいの費用がかかるのかというのは、設置後、業者のほうに示させているのでしょうか。

【下水道局 山本施設保全課長】 よろしいでしょうか。施設保全課長、山本からご説明いたします。

設計をする際に当たっては、そういった考え方を整理するのですがけれども、その中で、今おっしゃったようなことを、イニシャルコストとかランニングコスト等は、しっかりと確認した上で発注をしているところでございます。

【森岡委員】 それを直接の入札の中の数字に入れ込むのは難しいのでしょうかけれども、要は、後から、やはりすごいメンテナンス費がかかるようになりまして、バンと上げられることのないように、当初、示したものがあつたのだとすれば、その範囲で進んでいく分にはいいのですが、それを超えるようなメンテナンスが必要になったり、あるいは費用が要求されるような状態になったときには、前にこう言ったよねという話ができるような仕組みがあつたほうがいいのかなというのは、ちょっと、また別の側面ですが、思ったところでは。

私のほうからは以上です。

【下水道局 山本施設保全課長】 すみません、補足させていただくと、今のお話の中で、当然設計の中でも、そういった高額な部品を入れるとか、あと、むやみやたらに、たくさん替えてしまうようなことがないように、今までの実績を確認し発注しておりますので、おかしいというところは気づくと考えております。

そのときに、しっかりと精査して、必要最低限の部品になるようにということは心がけて、しっかりと精査させていただいております。

以上です。

【小見部会長】 ありがとうございます。

私からですけど、今のことも重なると思うのですが、これ、過去の契約状況を見ると、毎年行われているのですよね。毎年、同じ、要するに内容的に言うと同じ工事を毎年やっているのでしょうか。

【下水道局 一力新河岸水再生センター長】 新河岸水再生センター長、一力でございます。

工事内容につきましては、ある程度、数年周期で取替えですとか、メンテナンスする機械もございます。そのほかに点検を行ったり、通常運転時に発見された故障、こういったものも対応することになりますので、毎年、必ずしも同じ内容で工事を発注しているというものではございません。

【小見部会長】 そうすると、結果的に毎年になっていますけれども、場合によっては何もない年というのがあるということか、それとも、恐らく毎年、何がしかのものは出るから、これからも毎年行われていくだろうということなののでしょうか。

【下水道局 一力新河岸水再生センター長】 新河岸水再生センター長、一力でございます。

今のご質問ですけど、非常にレアなケースとして捉まれば、工事を何もやらなくていいという年は出てくるかと思えます。

ただ、やはり、24時間365日、ほぼ運転している機械でございますので、何らかの故障ですとか劣化が、想定される以上の劣化が進行するというのもございますので、現在までは毎年、工事のほうを発注させていただいているという状況でございます。

【小見部会長】 今年はちょっと違う、上がっているのか。過去の追加で頂いた資料を

見ると、価格的には非常に、平成30年は別として、令和元年からずっと毎年見ると、予定価格等も、ほぼ同じような金額になっているのですけれども。

これは、いや、今のご説明だと、いろんところが部分部分で、何年かごとに劣化が起こってということなのですけど、それは同じような内容のものが何か所かというイメージなのでしょうか。

それとも、全然違うタイプの工事がランダムに発生すると。全然違うタイプの工事がランダムに発生するにしましては、毎年の価格が、予定価格等が、ほぼそろっているなという印象なのですけど、この辺については、ご説明いかがでしょうか。

【下水道局 一力新河岸水再生センター長】 新河岸水再生センター、一力でございます。

価格につきましては、工事内容をできるだけ平準化するような努力もしております、例えば複数台あるような機械は、今年は1台、来年は2号機をやるかとか、そういう工夫をしながら、できるだけ、ある年に金額がどんと大きくならないような設計上の配慮も行っておりますので、金額としては、こういった形の結果になっているというふうに考えております。

【小見部会長】 了解しました。

令和5年度に上がっているのは、その令和4年度までに比べて上がったのは、何か理由があるのでしょうか。

【下水道局 一力新河岸水再生センター長】 令和5年度につきましては、流動用空気供給設備ということで、焼却炉内に空気を吹き込む設備、この辺を大がかりに補修を行ったもので、その金額として大きく出ているという状況でございます。

【小見部会長】 そうすると、今年度も、もう同じようなことがあったのかどうか分からないですけども、それはまた、例年並みに戻る可能性があるのでしょうか。

【下水道局 一力新河岸水再生センター長】 新河岸水再生センター長、一力でございます。

そうですね、昨年度よりは少し金額としては少額になっております。

【小見部会長】 了解いたしました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。

運用状況等について、特に問題はないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。あるいは何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見について、知事に報告することになります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご意見、ございますか。

【森岡委員】 契約自体については、問題があるというふうには考えませんが、既に出ている話のとおりで、この1者に依存せざるを得ないという状況が、今後の、この下水道事業に影響を与える可能性があるため、そのリスクをヘッジするような、きちんとカバー

できるような仕組みというのを、新設のときも含めて、今後検討していただきたいなど、私としては思います。

これは、東京都知事への意見具申ということではなく、議事録に付記していただく程度で私はいいと思っておりますが、そういう意見です。

【小見部会長】 分かりました。それでは、今あったようなご意見を、議事録のほうにおまとめ、載せていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その他、よろしいですか。

それでは、下水道局の皆様、ありがとうございました。退室をお願いいたします。

(下水道局職員退室)

(警視庁職員入室)

【小見部会長】 続きまして、議案6について、準備ができましたら説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、まず、議案6の事業所管局である警視庁の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いいたします。

【警視庁 高橋課長代理（契約調整担当）】 警視庁総務部用度課課長代理契約調整担当の高橋でございます。本日は、よろしく申し上げます。

【警視庁 齋藤課長代理（契約実施担当）】 同じく、警視庁総務部用度課課長代理契約実施担当の齋藤と申します。よろしく願いいたします。

【警視庁 井口課長代理（電気設備担当）】 同じく、警視庁総務部施設課設備担当課長代理の井口と申します。よろしく願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案6のほうをご覧ください。

1者入札の案件として抽出されました案件で、件名は、警視庁小松川警察署留置施設改修電気設備工事でございます。

本件は、希望制指名競争入札にて発注したものであり、希望17者、指名10者、応札1者で落札率は99.91%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員はお願いいたします。

【木下委員】 木下でございます。

この工事なのですが、内容を拝見しますと、警察署の署内の留置施設について電気機器の改修を行うということで、言ってみれば建物内の電気設備の改修ということで、あまり特殊な技術とか特殊な取組ではないと思いますし、工事金額もそんなに大きなものではないのですが、10者そろえられて指名をされるということは今までも伺ったのですが、それ、またまた、そのうち9者辞退で1者入札ということになってしまっているのですが、それも、やはり見ますと技術者が整わなかったということのようではございますが、これだけ

の会社が一齐に技術者が整わなかった、半年間の工事の技術者の確保はできなかった、でも希望はして一応手を挙げて指名を受けたというのは、何かこう、いつも不自然だなと思いつつ見ているのですけれども。

電子入札なので、特に事業者間でいろんな連絡が取れたというようなことはないとは思いますが、どうしてこれだけ、こういう工事で、いつも、いつもというか割と事案が多いのですが、1者入札になってしまうのだろうか。そこについての発注者側の見解というか、考えを教えてください。

また、それが1者入札という競争性のない入札ではなくて、しっかりと競争性のある入札に改善していくための、何か工夫も考えられているのかを併せて教えてください。よろしくお願いします。

【警視庁 齋藤課長代理（契約実施担当）】 希望が多くて応札者が少ないということですが、こちらについては、希望時に配置予定の技術者の登録をしますので、その方々が、ほかの工事が入ってしまったために入れないということの理由が主な理由ということで挙げられていることに対して、希望のときには挙げられるのだけれども、ほかの工事、ほかの局の工事で、もっともっと自分たちの適しているだとか、おいしそうな案件があれば、そちらに行ってしまうというのが現状なのだろうなというふうに考えております。

発注時期、その改善策として何か考えられるかなということで、その技術者が、発注時期の平準化だとか債務負担行為というものを活用して、年度の初めの頃の工事を発注予定としてかけていくだとか、そのようなことも検討して改善を図っているところです。

【木下委員】 今おっしゃった発注時期ですけど、この工事も10月6日から工期、3月22日ということで、いわゆる下期いっぱいの中で、どうしても上期に年度の計画を立てて発注が重なって、しかも納期をとということで、業者さんから見れば、幾つも同じような工事が、同じ時期にわっと発注が出ると、一応、申込みはするけれども、順番に見て自分が一番やりたいところを選んでいくという、そういうことが起こりやすいということなのかもしれませんので、年度の縛りはあるとしても、やはり、もっと柔軟な工期が取れるようになれば違ってくるのかなと、やっぱり思います。

工事内容自体は、決して技術的に難しいとか、そういうものではないと思いますので、なるべく平準化をされて競争、いろんな業者さんの可能性を見られたらいいのではないかと思います。

すみません、ちょっと意見みたいですが、以上です。

【警視庁 齋藤課長代理（契約実施担当）】 はい、分かりました。

【小見部会長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

【森岡委員】 森岡です。

この競争性に関わる質問というわけでは、ちょっとないんですけど、この留置施設に関

する工事ということの特殊性から、その保秘というか、セキュリティーというところがあるかと思うのですが、この受注業者との関係で、ちゃんと、この業者が秘密を守ってくれるのかとか、そういう辺りって、何か手当ってあるのでしょうか。

これは、すみません、純粹に質問として聞きたいだけなのですけれども。

【警視庁 井口課長代理（電気設備担当）】 特記仕様書の中では、ウイルスのソフトですとか、最新のものを使うこととか、Winnyのソフトが入っていないものということで、流出に注意するという事は書かせていただいております。

【森岡委員】 ありがとうございます。何か、反社チェックは当然なのでしょうけれども、その、何か関連するような人たちが、この企業に関与していないかどうかみたいな、警察としてのチェックというのもあり得るのかなと思ったのですが、何かそういうのは、表に出せる話かどうか分からないのですが、もし、聞ける範囲で伺えればと思いたくらいです。

【警視庁 井口課長代理（電気設備担当）】 特にそういう反社チェックということはありません。

【森岡委員】 契約書には、一応、反社排除条項は当然入っているのですが、事前のチェック等は特に現時点ではされていないという、そんな感じなのでしょうか。

【警視庁 井口課長代理（電気設備担当）】 条例にある暴力団の対策というのは、契約の約款に書かせていただいておりますけれども、それ以外のものについては特にございません。

【森岡委員】 分かりました。この場で議論する話ではないかと思うのですが、ちょっとそこだけ伺いたかったです。

私からは以上です。

【小見部会長】 ほかに、よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。

運用状況等について、特に問題はないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。あるいは何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見について、知事に報告することになります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご意見。よろしいでしょうか。

特にご意見等がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できたことといたします。

警視庁の皆様、ありがとうございました。退室をお願いいたします。

（警視庁職員退室）

【小見部会長】 それでは、予定時間より少し早いですが、以上で議案は一通り終わりましたので議題を終了いたしますけれども、各事案の結果について、再度確認をさせていただきます。

事務局で記録していると思うので、要点を説明してください。

【今村電子調達担当課長】 電子調達担当課長の今村でございます。

本日いただきました意見につきまして、簡単に振り返らせていただきます。

議案1から6につきまして、入札及び契約手続が適正に運用できているということで、特に改善に関する意見はなしとまとめさせていただきますが、簡単にやり取り等を振り返らせていただきます。

まず議案1、東村山浄水場排水処理所横型加圧脱水機等更新工事の件でございます。

今回の受託者が元請時と企業体制が変わっているように、公共工事の継続性に不安はないのかといったご意見に対しまして、近年の技術者不足など、局としても危惧はしているところだが、必ずしも民間任せではなく、納入された後も局職員が日常的に点検を行い、事業者と意見交換をしながら、機器の状況を把握するノウハウを積むなど、都側の技術力低下を防いでいるというような回答をさせていただいたところでございます。

また、議案2、岡田林地荒廃復旧工事に関しましては、配置予定技術者の配置が困難という理由が多いが、過年度に比べて近年の応札傾向は変わってきていることから、今後の発注に向けて応札状況の分析を進めていただいたほうがよいのではないか、といったご意見をいただいているところでございます。

続きまして、議案3、都営住宅5H-116東（江東区辰巳一丁目）工事でございますけれども、今回の発注がH棟とI棟と一緒に発注されておりますけれども、発注方法についての考え方はあるのかといったご意見をいただいたところでございます。こちらに対して、原則として中小企業の育成の観点から分離発注を原則としているものの、今回の工事は施工ヤードが限られている、また、施工に伴う大型機械の稼働や作業員事務所の配置、地域住民への配慮から、分離が難しいものであったといったやり取りがあったところでございます。

議案4、荏原病院（5）熱源設備改修工事その2でございます。当初発注では、低入札になったにもかかわらず、2回目発注で高落札になった要因分析について、2回目発注で単価の入れ替えや工期変更はあったものの、仕様変更はおおむね変わらないことから、1回目の結果を把握した事業者が、改めて積算し直した結果だというふうには推察しているという説明があったところでございます。

議案5、新河岸水再生センター汚泥焼却設備新3号補修工事でございます。こちらにつきましては、特命理由となっている事業者独自の技術情報につきまして、元請事業者が履行できなかった際のリスクヘッジとして、そうなった場合に技術情報を東京都に渡すことを契約上、取り決めるなど、何らかの対応を検討したほうがよいのではないか、そういった意見をいただいたところでございます。

最後に議案6、警視庁小松川警察署留置施設改修電気設備工事でございます。希望多数に対して応札が1者になったことや、技術者配置困難の要因分析につきまして、希望時に配置予定技術者を想定していても、その後、別の案件が決まった場合、そちらに行ってしまう、そちらを選択してしまうという、そういう状況が想定されていることから、今後も

発注時期の平準化に取り組みまして、応札しやすい環境をつくっていきたい、そういったやり取りがあったところでございます。

以上でございます。

【小見部会長】 結果としては、以上のようなことですが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

もし、追加や何かご意見等ありましたら、お願いします。

特に追加のご意見はありませんので、先ほど申し上げた内容を結果とさせていただきます。

それでは、本日予定されておりました議事は、全て終了です。

最後に、何かご発言等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局に進行をお返ししたいと思います。

【須藤契約調整担当部長】 小見部会長、ありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたり、様々なご意見をいただきまして、ありがとうございます。いただきましたご意見等につきましては、今後の入札契約手続の改善に活かしてまいります。

委員の皆様には、引き続き、お忙しい中、ご協力をいただくこととなりますが、ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。

これにて退出していただいて結構でございます。

本日は、誠にありがとうございました。

——了——